

## 信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

### (目的)

第1条 佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という）は、原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に鑑み、会員事業者が、以下に定める助成金の交付対象となる信用保証料助成事業を実施する場合、その財源の一部を負担し、助成事業の推進を図ることとし、会員事業者のうち特に中小企業事業者の経営安定に資することを目的とする。

### (助成金の交付対象)

第2条 原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした佐賀県が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証料および国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料（以下「セーフティーネット信用保証料」）について、地ト協が定める要綱に基づき会員事業者に対し支払う助成金。

### (事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、原油価格高騰対策として実施するものであり、当該年度の3月20日までの保証料の支払いに対する事業とする。

### (助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、当該年度の3月20日までは、20万円に達するまで再助成することができる。

### (助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、信用保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料(その額が20万円を超えるときは、20万円を上限)を佐ト協に申請することができる。

- 2 前項の申請は、別紙様式の「信用保証料助成申請書」により行うものとする。  
その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しなどを添付しなければならない。
- 3 助成金の交付申請は随時行うことができる。  
ただし、最終申請期限は、当該年度の3月20日とする。

#### (助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員事業者に交付するものとする。

#### (助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に佐ト協にその旨を申告し、変換額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

- 2 佐ト協は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

#### (報告の義務等)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、佐ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、佐ト協が別にこれを定める。

#### (附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。